

乗蓮寺光照廟使用管理規約

乗蓮寺光照廟管理規約（以下管理規定）を以下各条項に定める。光照廟権利者及び光照廟参拝者は本規約を順守すること。

第1条（使用者）

乗蓮寺光照廟（以下光照廟）は国籍、宗旨宗派を問わず使用することができる。

第2条（申請）

光照廟を使用するには、乗蓮寺（以下当寺）が定める「光照廟使用申請書」に必要事項を記入し、定められら「永代供養料」を添えて申請を行う。

第3条（許可）

- ① 散骨及び納骨を希望する権利者が死亡している場合は申請者に対して「乗蓮寺光照廟永代供養料受領書」を発行する。
- ② 生前での散骨、納骨申請者には「光照廟永代供養許可証」を発行する。
- ③ 上記書類の発行をもって「光照廟永代使用」及び「永代供養」の権利を得たものとする。

第4条（生前申請者）

生前で「永代供養許可証」の発行を受けた者が万が一死亡した場合、当寺に連絡を行ない、納骨時に発行されている「永代供養許可証」を返納する。

第5条（祭事）

光照廟権利者及び関係者による祭事は当寺の宗旨により当寺が行うものとする。

第6条（参拝）

光照廟は共同で利用する形式のため、参拝にあたっては社会一般通念にのっとり、譲り合いの精神をもって行うものとする。

第7条（禁止）

光照廟を汚損、破損、改造、植樹等は一切行わない。また他の施設も同様とする。

第8条（譲渡、再販）

光照廟に関する一切の権利は第三者に譲渡、再販はできない。

第9条（遺骨の移動）

光照廟に散骨及び納骨した遺骨の移動は一切できない。

第10条（管理及び管理費）

当寺が清掃及び供養を行う。尚、管理費は別途定めた永代供養料に含まれる。

第11条（永代供養）

当寺において日常勤行における光照廟使用者に対する供養、春彼岸、秋彼岸、夏期お盆、施餓鬼供養を行うものとする。ただし個別の年回忌法要や塔婆供養を希望する場合には別途定めた各費用が必要となる。

第12条（キャンセル）

許可証発行後のキャンセルは受け付けない。

以上

平成22年4月1日施行
宗教法人 乗蓮寺